

主な内容

- ～大会特集号～
2面 会長あいさつ、論説
3面 当面の問題シリーズ
4～6面 第58回定期大会議案
第3号議案～第6号議案
質疑応答、来賓あいさつ

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
電話 03(3356)4479
【URL】https://t-zeisei.jp
編集発行人 森下 基樹
広報委員長

第58回定期大会を開催

田尻副会長による定期大会開会のことば



本連盟は9月19日、京王プラザホテルにおいて第58回定期大会を開催した。大会に先立ち、宮沢洋一参議院議員(自民税調会長)による「今後の税制改正における課題と自民税調の役割」をテーマとした研修会を開催し、多数の会員が出席した。

大会では、議長に坂田覚副会長、副議長に吉野隆雄代議員(神田税政連)、星野典子代議員(本郷税政連)が選任され、令和5年度運動経過並びに組織活動報告、令和6年度運動方針、同組織活動方針、同収支予算など全6議案が原案どおり承認された。

懇親会に多数の議員が出席



定期大会終了後、会場を移して懇親会を開催した。内藤信子顧問による乾杯の後、出席した国会議員、都議会議員などからあいさつがあった。最後に徳重寛之顧問の万歳三唱により、盛大に終了した。

懇親会での万歳三唱

第50回衆議院議員総選挙推薦候補者

去る10月27日行われた衆議院議員総選挙において、本連盟が推薦し当選した候補者は、次のとおりである。

- 東京1区 海江田万里(立憲・前)
東京2区 辻 清人(自民・前)
東京3区 石原 宏高(自民・前)
東京3区 阿部祐美子(立憲・新)
東京4区 平 将明(自民・前)
東京6区 落合 貴之(立憲・前)
東京7区 松尾 明弘(立憲・元)
東京9区 山岸 一生(立憲・前)
東京10区 鈴木 隼人(自民・前)
東京12区 高木 啓(自民・前)
東京13区 土田 慎(自民・前)
東京14区 松島みどり(自民・前)
東京16区 大西 洋平(自民・新)
東京18区 福田かおる(自民・新)
東京19区 末松 義規(立憲・前)
東京19区 松本 洋平(自民・前)
東京20区 木原 誠二(自民・前)
東京21区 大河原雅子(立憲・前)
東京22区 山花 郁夫(立憲・元)
東京22区 伊藤 達也(自民・前)
東京25区 井上 信治(自民・前)
東京26区 松原 仁(無・前)
東京29区 岡本 三成(公明・前)
東京30区 長島 昭久(自民・前)
比例東京 大森江里子(公明・新)

以上、25名(東京都小選挙区=24名 比例東京ブロック=1名)
(敬称略・順不同)

今後の東税政の活動方針

I 衆議院総選挙への対応
小選挙区の新区割による衆議院議員選挙が10月27日投票で実施された。我々は議員に対して毎年何度も税制改正を要望しているが、議員にとって「選挙」は何年か一度の最も支援をしてほしい機会である。今後の税理士会の要望実現のためにも、また、日頃の恩返しのためにも、しっかりと推薦議員を国会に送り出すことができた。応援活動等をされた各単位税政連の役員や会員の皆様には心より感謝を申し上げます。
さて、昨年来、社会的問題となっている自民党派閥パーティイに係る政治資金収支報告書不記載事案に關し、自民党の処分議員に対する当連盟の対応については、会員からも様々な意見があり、それらを踏まえて判断することとした。
本連盟は、幹事会等において様々な検討を行い、次の方針を確認した。
1. 自民党から処分を受けたことのみを取り上げて本連盟の対応を決定しない。
2. 本連盟は、単位税政連及び税理士後援会に対し、処分議員に対して説明を求めるなどの対応は必要に応じて行うが、関係を解消するなどは行わないように依頼する。
3. これらを踏まえて、改めて次回衆議院選挙候補者の推薦については、税理士制度や税制改正等に対する取組やこれまでの実績、それぞれの単位税政連との関係性、今後の展望等を踏まえることとして、各単位税政連に判断を委ねる。
本連盟では、今後の国政、地方選挙における候補者の推薦についても、税理士会への貢献度、実績や将来性、また会員や国民感情を考慮し慎重な判断をしていく。
II 税制改正への取り組み
今年度は、以下の項目を重点に陳情活動を行う。
① 中小企業の法人税の軽減税率の継続
リーマンショックの際、標準税率19%から15%に引き下げられ、コロナ禍や物価高などにより延長されてきたが、いまだ経済の先行き不安定性が予想される中、中小企業者等の法人税率の特例については延長されるべきである。
② 所得税の確定申告期限の拡大
かねてより申告期限の延長を要望しているが、今年度も年末調整の実施時期等の見直しを含め所得税確定申告については、1か月の審

いはせめて消費税の申告期限である3月31日までの延長を要望する。
③ インボイス制度導入に伴う各種特例措置の継続
小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(8割特例)等の令和8年9月30日までとされている期限について、それぞれの制度が安定し定着するまでの間延長されるべきである。
III 組織率向上への施策
組織率向上の課題については、引き続き単位税政連に会員増強の依頼をし、フェイストゥフェイスを原則に一人ずつ地道に会員数を伸ばすと同時に、各税政連に対して「単位税政連規約ひな形」への規約改正の審

新春写真を募集!

東京税政連では令和7年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募ください。

- ◎テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
◎サイズ A4ヨコで掲載します。
◎条件 税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。
◎送付方法 データをメールにて送付。
◎締切 令和6年12月2日(月)
◎送付先 E-Mail: info@tozeisei.jp
※ご不明な点は、本連盟事務局(☎03-3356-4479)までお問い合わせください。



議に入るよう更に依頼していく。現在23の単位税政連で変更済みである。
「税理士」として仕事をすすんで税理士会員が税理士政治連盟の構成員であることは当然であるといえる。このことを単位税政連役員、税理士支部の幹事とも意識を共有し、税理士会と連携して特に新入会員の加入に努めていきたい。

元日の能登半島地震で幕を開けた2024年だが、8か月が過ぎて支援の縮小・廃止と聞き、避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされている方々に手厚い支援が行われたのであろうか。甚だ疑問を感じる。夏には日本各地で猛暑日や酷暑日を更新し、もはや亜熱帯地域だと称する人もいるほどの暑い夏となりクーラーなどの電力使用量もうなぎ上りで、音を上げた人も多数に及んだ。スポーツでは7月に開幕したパリ・オリンピックで、新種目のブレイキンやフェンシングを筆頭に金メダル20個、合計で45個のメダル、8月のパリ・パラリンピックでは、車いすラグビーや女子卓球、そして車いすテニスなど14個の金メダルを含む41個のメダルと熱い競技が繰り広げられた。また、ドジャース大谷の「50-50」に熱き声援を送った人もいるでしょう。さて、税政連も関係する政治の世界をみると、海の向こうアメリカでは前大統領と、初の女性大統領を目指す現職の副大統領との一騎打ちとなり、国内では、各党が総裁選や代表選を行い財政や様々な討論が行われた。折しも、先日行われた衆議院選挙では、与党の自民、公明の獲得議席は、215議席となり過半数を下回った。政治は国民の熱い期待にこたえられるのだろうか。



第58回 定期大会 名倉会長あいさつ(要旨)

皆さま、こんにちは。東京税理士政治連盟会長の名倉です。
本日は本連盟の第58回定期大会に多数のご来賓、代議員、会員の皆様にお越しいただき、誠にありがとうございます。



名倉会長あいさつ

さて、この1年を振り返りますと、昨年の5月に新型コロナウイルスが5類に移行しましたので、コロナ前の通常の活動に戻る事ができました。

例年になく活動といたしましては、2年に一度開催の東日本六税政連役員連絡協議会を本年4月に本連盟が当番会として、ここ京王プラザホテルで開催をいたしました。協議テーマである組織率向上に向けた取組

み及び財政状況について、どの単位税政連も同じ悩みを持っているという事がよく分かって、共感できた良い協議会になったと自負しております。

次に国会陳情ですが、昨年5月の早期陳情、それから8月の一斉陳情を行いました。その結果、法人版事業承継税制・特例承継計画の提出期限の延長、買上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設などが実現しました。

本年8月の国会陳情は、日税連の建議書に基づき、中小企業等の軽減税率の延長、確定申告期間の拡大、消費税の単一税率化を中心に行いました。

さらに自民党との朝食懇談会についても、4年ぶりに再開し、議員に我々の要望を理解していただくためのよい機会になったと考えております。

さて、たぐいま自民党総裁選真っただ中であり、政治資金規正法については対応がまだ不十分でありますので、次のリーダーにはしっかりと改革をしていただきたい。

自民党総裁選挙に続いて実施が予想される衆議院選挙については、本連盟も十分に準備をこなす必要はありません。現在、三次推薦を各単位税政連にお願いしているところであり、最後に組織率の向上に關連して、単位税政連には、支部の会員全てで構成される旨の規約改正を各単位税政連にお願いしているところであり、改正されたのは48単位税政連のうち半分程度です。これを進めると、税理士会員全員に会費納入のお願いができますので、是非改正していただきたい。

論説

○はじめに
今年の夏はパリ・オリンピックで、私たちは国を代表する選手達を応援し、

この折衝は可能ですが、「立法院」への政治活動には制約があります。そこで要望実現のために「税政連」という組織が国会議員(立法院)に直接働きかけることとなります。

○立法院への働きかけ
嬉しいことに最近はこの「税政連」も考え方の主義・主張はそれぞれ異なります。「税政連」は「税理士会」の要望実現へ向けた「限定した活動」です。それ故、特定の政党を支持せず、「税理士会」の活動に理解ある政党や国会議員に対し、与

関紙発行、「税理士会との共催による合同セミナー」、「各政党との懇談会」によるコミュニケーション、「税理士会」の要望実現の勉強会」等々、地味なPR活動に徹しています。

○税政連会員と会費との関係
「税理士会」の税制改正要望と、その実現を求める「税政連」の活動は、主として会費によって支えられ、「税政連」が「税制改正」で納税者の「願い」を国政に届ける使命を負い、その活動成果を税理士全員と喜びを分かち合う関係にあります。

○より良き「税制改正」への願い
このように「税理士会」、「税理士会」さらには「納税者」の願いを受けて「税政連」が「税制改正」の先兵の役割を担います。

○「税政連」が「税制改正」の先兵の役割を担います。
しかし、その夢実現に向けて日頃「税政連」が活動している中で、時には目に見えない大きな障壁を感じつつ、「雨だれの一滴が石をも穿つ」の心境です。これからも皆さんとの共通の夢が正夢になるまで、辛抱強く共に歩み続けませんか!

「税理士」と「税理士会」と「税政連」

「願う「税制改正」は誰のため?」

「税政連」が税の専門家として認識され、国会議員と質疑応答の機会も多く、その啓蒙活動をも含めて、「一時的」ではなく「継続的」な活動になっていきます。もし「望まない方向への税制改正」があれば、根気よく理解を求めなければなりません。

野党を問わず陳情活動を行います。

○地味な税政連活動
例えば、翌令和7年度税制改正に関しては、幸い首都圏に身を置く立場として、本年も5月から国会議員に早期の一斉陳情を開始しました。また日頃は税政連のホームページの充実、年4回の機

「税理士会」の税制改正要望と、その実現を求める「税政連」の活動は、主として会費によって支えられ、「税政連」が「税制改正」で納税者の「願い」を国政に届ける使命を負い、その活動成果を税理士全員と喜びを分かち合う関係にあります。

このように「税理士会」、「税理士会」さらには「納税者」の願いを受けて「税政連」が「税制改正」の先兵の役割を担います。

しかし、その夢実現に向けて日頃「税政連」が活動している中で、時には目に見えない大きな障壁を感じつつ、「雨だれの一滴が石をも穿つ」の心境です。これからも皆さんとの共通の夢が正夢になるまで、辛抱強く共に歩み続けませんか!

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2024 1口 5,000円

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は、個人名をご記入くださいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

税制改正勉強会を開催
本連盟は10月21日、令和7年度税制改正の動向に関する勉強会を参議院議員会館で開催した(東京税理士会との共催)。この勉強会は、片山さつき参議院議員の提案により例年この時期に行っているもので、各省庁の担当官から説明を受け質疑応答を通じて税制改正の動向を捉えることを目的とする。



勉強会であいさつする片山議員

税理士職業賠償責任保険

加入者の皆様へ

「税賠保険 事事故例」と「自己診断チェックリスト」の最新版を贈呈いたしました。ぜひご覧いただき、事故防止にお役立てください。

お問合せ先 (株)日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
https://www.zeirishi-hoken.co.jp



弊社ホームページでは「事事故例」「自己診断チェックリスト」をご覧いただけます。

AI・ロボットへの課税をめぐる議論の現在地

I はじめに

人工知能(AI)の利用が急速に拡がる中、AIやロボットによる仕事の自動化は社会や経済にどのような影響をもたらすのだろうか。

生成AIに代表される技術進歩には、光と影がある。光は「生産性や付加価値の向上」であり、これらの実証研究は枚挙に暇がない。影は「雇用の喪失や格差の拡大」であり、税収や社会保険料収入の深刻な減少が懸念されている。

こうした中、欧米を中心として、AIやロボットへの課税(以下「ロボット課税」という。)に関する研究が増えつつある。その端緒となったのは、2017年に欧州議会法務委員会がロボットへの課税を検討する必要性に言及し、それに対してビル・ゲイツ氏が肯定的な見解を示したことであった。

本稿ではロボット課税をめぐる議論について見てみたい。II 業務の自動化がもたらす雇用への懸念とは AIやロボットは、これまで人間が行っていた活動の一部を自動化し、機械的自立性のシステムにより、人間による制御を全く必要としない環境下でも作動し、適応することが期待さ

II 業務の自動化がもたらす雇用への懸念とは

それにもかかわらず、なぜロボット課税の議論を行う必要があるのだろうか。それは、次の三つの懸念に求めることができる。

①AIやロボットによる自動化が人間の雇用を奪うことへの懸念

②経済的不平等の拡大への懸念(自動化によって低・中スキル労働者の賃金が下がる一方で、ロボットを所有する資本家の利益は増大し、所得や労働分配率の低下が格差を拡大する)

③税収減や社会保障財源の枯渇をもたらすことへの懸念(雇用への影響を通じた課税ベースの喪失による所得税収や社会保険料の収入が減少する一方で、格差拡大による失業給付の支出増が生じる)

これらの懸念への対応策として、ロボット課税に白羽の矢が立ったのである。一方で、自動化の進展が雇用に与える影響はアメリカばかりではないとの指摘もある。日本やドイツのように、人口減少や少子高齢化等によって労働人口の深刻な減少に直面している国々は、自動化の進展によって、移民に頼ることなく経済規模を維持できる可能性があることから、楽観的な見方もある。

III ロボット課税の問題点

ロボット課税をめぐる賛否両論が入り乱れている。その背景には、次の四つの問題点が指摘される。

第一に、ロボット課税への反対論者が最も強調するのが、技術進歩や物的資本への投資を阻害する点である。ロボットは企業にとって中間投入要素であり、そこに課税すれば、資本蓄積が遅れ、長期的に生産性の向上を阻害するとされる。

第二に、対象となるロボットの定義が極めて困難と認められる。AIが実装されたロボットのように物理的な存在を前提とするのか、無形のソフトウェアやアルゴリズムはどう扱うのかといった論点について、税法上明確に規定し、しかも運用面で混乱しないような仕組みを講じるのは容易ではない。課税要件の不確実性は租税回避を誘発するといった指摘もなされる。

第三は、AIやロボットによる自動化が進展しても、税収が減少するとは限らない点である。例えば、失業者の増加で所得税収が減少しても生産性向上により企業利益が拡大すれば、法人税収は増加する。しかし、一般的に法人税率は所得税率よりも低い傾向にあるため、所得税収の損失を完全に相殺できないとの指摘もある。一方で、低賃金労働者が減って、高賃金労働者が増えるのであれば、所得税率は累進的であるため、所得税は増加する可能性も示唆される。いずれにせよ、税収の行方は各国の税制やAIやロボットがもたらす雇用への影響度合いによって、帰結が異なることになる。

第四は、AIやロボットという生産資本は海外に容易に移転できることから、ある国がロボット課税を導入すれば他国に生産能力が流出するだけで実効性に乏しいという点である。国際的な協調の下で導入を進める必要性が強調されているが、国際的コンセンサスを得るには相当の時間を要すると思われる。

IV ロボット課税へのアプローチ

ロボット課税の提案には、ロボットへの直接課税と代替的な課税の二つのアプローチがある(図表)。

ロボットへの直接課税は、企業が保有するAIやロボットのストック(資産計上価額)に対する課税である。米国では最適なロボット税率を試算する研究が行われており、ロボットによって職を失った現在世代の労働者へ所得再分配を行うために、最初の10年間は税率7%と高く設定し、その後10年ごとに3%、1%と通減させ、最初の世代が引退を迎えたら0%とする最適税率を推計した研究もある。

代替的な課税は、企業が納税義務者となる労働者の雇用とAIやロボットの使用に対して中立的であるが、企業に対する法人税と二重課税を回避するため帰属給与税の損金算入を認めるべきか、その際、ロボットの減価償却を認めると二重の損金計上が可能となるため、制度設計が極めて困難であると指摘されている。

マークアップ税は、市場独占を通じて得られる超過利潤に対する課税であり、自動化を積極的に推進する企業ほど市場支配力が強いという分析から着想を得た案である。一般的に、超過利潤への課税は企業の投資行動に影響しないとされることから、ロボットの定義を曖昧にしたままでも一定程度は正当化され得ると考えられている。

自動化税は、解雇が自動化による場合に解雇率等に依って追加的に課税する案である。ただし、解雇が自動化によるのか否かの判定や基準となる自動化割合の設定の困難さが指摘されている。また、当初から労働者を雇わずにAIやロボットを導入して起業した場合

「当面の問題」シリーズ 150

(図表) AI・ロボットに対する課税のアプローチ

	課税方法	概要
ロボットへの直接課税	ロボット・ストック税	ロボットの保有に対する税
	ロボット帰属給与税	ロボットの仮想的な給与に課税
代替的な課税	マークアップ税	ロボットの貢献による超過利潤に課税
	自動化税	解雇が自動化による場合の追加的課税

*参考文献を基に筆者作成

の問題もある。V おわりに

ロボット課税は、イノベーションとそれらがもたらす経済成長を阻害するとして、反対意見も多く、導入した国はいまだない。

わが国では、昨年6月の政府税制調査会の答申(61~62)において、ロボット課税への直接的な言及はないものの、所得の源泉が従来の労働や実物資本に代わって、データやAI等の無形資産の比重が高まりつつあり、それによる勝者総取りといわれる所得の集中化、格差拡大など所得分布への影響が懸念されている。

また、先の自民党総裁選においては、解雇規制の緩和が争点の一つとなった。労働市場を流動化させる政策であるが、これが正社員に換わってAIやロボットによる自動化への転換となる可能性は完全なる杞憂であるとは論断できない。

自動化の進展による弊害をロボット課税のみに解決策を求める必要はないが、技術進歩がもたらす雇用へのマイナス面の対応策として、ロボット課税をめぐる議論の現在地を知っておくことは、今後の議論を深めるうえで有用である。

【参考文献】 泉絢也「AI・ロボット税の議論を始めよう」千葉商大紀要第59巻第1号

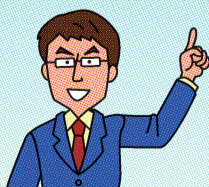
・鎌倉治子「AI・ロボットへの課税をめぐる議論」国立国会図書館879号

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!



自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!



6品目以上導入 ▶ 6%OFF

8品目以上導入 ▶ 8%OFF

10品目以上導入 ▶ 10%OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

※ソフト保守料・電話サポート込

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

第3号議案

令和6年度運動方針決定の件
令和6年度運動方針

一 運動方針

真に国民のための税理士制度を目指して、また公平な租税制度を確立し、税理士会が決定した税理士法改正・税制改正要望を実現するため、積極的な政治活動を行う。

さらにこれら活動の基礎となる安定した組織基盤を確立し、東京税理士会との一層の連携を図る。

以上の政策を実現するため、本連盟は令和6年度の運動方針を次のとおりとし、運動を強力に展開する。

1. 社会が要請する国民のための税理士制度の確立
税理士制度を取り巻く環境がますます複雑化・多様化する中、税理士の使命を一層自覚し、日本税理士政治連盟、単位税政連及び東



第58回定期大会での審議の様子

京税理士会と連携し、社会が要請する国民のための税理士制度の確立を目指す。

2. 憲法の理念に立脚し、納税者の声が反映された公平な租税制度の確立
税務に関する専門家として、憲法の理念に立脚し、納税者の声が反映された公平な租税制度の確立を図る。

3. 税理士会等が取りまとめた税制改正意見書等の実現及び税務行政の更なる改善
日本税理士会連合会及び東京税理士会が取りまとめた税制改正に関する建議書・意見書等をもとに、その実現に向け日本税理士政治連盟とともに積極的に活動し、特に納税者の権利利益の擁護の立場から、税務行

政における適正手続の確立に向け活動する。

4. 中小企業のための企業法制の整備
中小企業の良きパートナーとして、依然厳しい経済状況下にある中小企業の経営改善支援施策及び中小企業に相応しい規制とするため、企業法制の整備に向け積極的に活動する。

5. 税理士の公益的業務への参画
税理士に期待される社会的役割を踏まえて、その職能を活かした登録政治資金監査人、地方自治体・地方独立行政法人等の監査委員等、市区町村における審理員などの公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

6. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立
低迷する組織率の低下に歯止めをかけるため、単位税政連、東京税理士会及び同支部と連携し、組織強化に積極的に取り組む。

また、納税者と政治を繋ぐ役割を担い、国民的視点からの政治活動を展開する。

二 重点運動
上記の運動方針に基づき、国会及び地方議会関係者に対し、日本税理士政治連盟、単位税政連、中小企業団体及び消費者団体等と連携し、さらにマスコミ対策を強化し、次の重点運動を強力に展開する。

1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、税理士会が志向する税理士法改正の実現に向けた運動を行う。

2. 税理士制度の根幹を成す強制入会制度及び税理士業務の無償独占堅持のため、関連法制度の改正動向等に適切に対応する。

3. 税理士の業務に影響を与え又は職域の侵害となるような諸制度の動向等に対して厳格に対応する。

4. 税務に関する専門家として、中小企業に過度な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

5. 本連盟の政策を実現するための真の代表を国会及び地方議会に送るため、日本税理士政治連盟、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

7. マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

8. 単位税政連、東京税理士会及び同支部との連携を図り、組織強化及び財政基盤確立のため必要な運動を強力に推進する。

9. 国及び地方公共団体の

10. 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育及び簿記の普及、促進のための運動を行う。

11. 災害関連税制について、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

12. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、その職能を活かした登録政治資金監査人、地方自治体・地方独立行政法人等の監査委員等、市区町村における審理員などの公益的業務に活用されるよう、単位税政連、東京税理士会及び同支部と連携し、各団体等へ働きかけを行う。

13. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

14. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

15. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

16. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

17. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

18. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

19. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

令和6年度収支予算決定の件
令和6年度収支予算

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

第5号議案

Table with columns: (収入の部), 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes sub-sections like 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 当期収入合計, etc.

Table with columns: (支出の部), 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes sub-sections like 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 経常経費, 予備費, etc.

第4号議案

令和6年度組織活動方針決定の件
令和6年度組織活動方針

令和6年度運動方針に基づき、社会の要請する国民のための税理士制度の確立及び税制改正の動向への対応等に組織を挙げて取り組むため、各機関において事業活動を強化し、次の運動を強力に推進する。

1. 政策委員会
一 政策委員会
1. 本年度運動方針に基づき、具体的な政策を企画立案する。

2. 税理士会が志向するものの長期的政策を検討する。
3. 中小企業団体、消費者団体、他士業団体及び報道関係者等との連携強化策を企画立案する。

4. 税理士会との連絡調整を図る。
5. 東京税理士会の関連部・委員会との連絡調整を図る。
6. 東京税理士会の関連部・委員会との連絡調整を図る。

5面へ続く

- 二 財務委員会
- 1. 単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数増強による会費収納率の向上を図るとともに、サポート募金の一層の増収に努め、本連盟組織の持続可能な財政基盤の確立を目指す。
- 2. 効果的かつ効率的な予算執行に努める。
- 三 組織委員会
- 1. 本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。
- 2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議会などを通じて、税理士会員への加入勧奨を積極的に行う。
- 3. 単位税政連、東京税理士会及び同支部との一体的活動を図るための諸施策を推進し、その連絡調整を行う。
- 4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック別単位税政連会議を開催する。
- 5. 税理士証券交付式において、新規登録者に対し加入勧奨を積極的に行う。
- 6. 財務委員会と連携し、会費及びサポート募金の円滑な収納に努める。
- 四 国対委員会
- 1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の諸施策実現のため、国会議員、地方議員等に対し、必要な政治活動を行う。

- 2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行う。
- 3. 選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。
- 4. 国会議員、地方議会議員等との意見交換会等を実施する。
- 5. 中小企業団体等との連携強化を図り、税制改正等に関し、共通する要望事項等の具体的運動を実施する。
- 6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
- 7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の

- 等々の具体的運動を実施する。
- 五 広報委員会
- 1. 機関紙「東京税政連」を発行し、税理士会員に情報の提供を行う。
- 2. 各単位税政連及び国会議員等後援会の活動状況を機関紙等で紹介する。
- 3. 税理士法改正に関する動向等を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。
- 4. 税理士会員、納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的にPRする。
- 5. 全国の税理士政治連盟と交流し、情報の交換を図る。
- 6. 「東京税政連ホームページ」の更新を行う。
- 7. 「単位税政連規約の形」に沿った規約改正の推進を図る。
- 八 衆議院選挙区割り対応特別委員会
- 1. 衆議院小選挙区における区割り改定に伴う対応策を講じる。



議案の説明をする湊政策委員長



大会決議文を朗読する岩田幹事(新宿税政連)

- 七 推薦審査会
- 1. 選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。
- 八 規約改正推進特別委員会
- 1. 単位税政連における「単位税政連規約の形」に沿った規約改正の推進を図る。
- 九 衆議院選挙区割り対応特別委員会
- 1. 衆議院小選挙区における区割り改定に伴う対応策を講じる。

- 「シ」の適正な運営を図るとともに、関連委員会と連携し、必要に応じて適切な情報の提供を行う。
- 六 後援会対策委員会
- 1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織強化と活動活性化を支援する。

「シ」の適正な運営を図るとともに、関連委員会と連携し、必要に応じて適切な情報の提供を行う。

六 後援会対策委員会

1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織強化と活動活性化を支援する。

七 推薦審査会

1. 選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

八 規約改正推進特別委員会

1. 単位税政連における「単位税政連規約の形」に沿った規約改正の推進を図る。

九 衆議院選挙区割り対応特別委員会

1. 衆議院小選挙区における区割り改定に伴う対応策を講じる。

「シ」の適正な運営を図るとともに、関連委員会と連携し、必要に応じて適切な情報の提供を行う。

六 後援会対策委員会

1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織強化と活動活性化を支援する。

七 推薦審査会

1. 選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

八 規約改正推進特別委員会

1. 単位税政連における「単位税政連規約の形」に沿った規約改正の推進を図る。

九 衆議院選挙区割り対応特別委員会

1. 衆議院小選挙区における区割り改定に伴う対応策を講じる。



来賓あいさつ

東京税理士会会長 足達 信一

政治連盟との関係は、常に最重要視してまいりました。

税制改正については、東京税理士会が税制改正意見書を決定した後、東税政が議員への陳情等を行って実現に向けて進んでいくという構図になります。皆様ご承知のとおり、税理士会の税制改正意見は、税理士業執行部では東税政との連携強化を掲げ、機会あるごとに会員に税政連活動への理解

税政連活動に理解と協力を

皆さん、こんにちは。東京税理士会会長の足達信一でございます。

東京税理士政治連盟第58回定期大会にお招きいただき、ありがとうございます。

界のためだけではなく、広く日本経済を俯瞰した意見となっております。税政連がその実現を図ること、ひいては日本経済の活力に繋がるといふ形になります。

本日は、令和6年度運動方針など重要な議案を審議されると聞いております。活発な議論がなされることを期待しております。

私が会長就任以来、重視してきたことは、支部の活性化と関連団体との連携強化です。中でも東京税理士

士会及び同支部との一体的活動を図るための諸施策を推進し、その連絡調整を行う。

しかし、この税政連の活動について、会員の中には特定の政党や政治

第6号議案

大会決議決定の件

大会決議 1

われわれは、国民に信頼される税理士制度の確立を目指して強力に運動を推進する。

大会決議 2

われわれは、税務に関する専門家として、中小企業に過度な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するため、強力に運動を推進する。

大会決議 3

われわれは、納税者の権利利益を擁護し、税務行政の適正手続の確立を図るべ

大会決議 4

われわれは、税理士制度の根幹を成す強制入会制度及び税理士業務の無償独占の堅持のため、強力に運動を推進する。

大会決議 5

われわれは、本連盟の政策を実現するための真の代表を国会及び地方議会に送るため、強力に運動を推進する。

以上、決議する。
令和6年9月19日
東京税理士政治連盟
第58回定期大会

大会質疑応答(抜粋要旨)

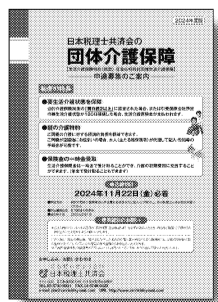
【第1号議案(第2号議案)】
Q【普納代議員(神田税政連)】
いわゆる真金事件の関係議員に対する対処方針について、日税政では当該議員

は推薦しないとのことだが、東税政ではどのような方針が聞きたい。

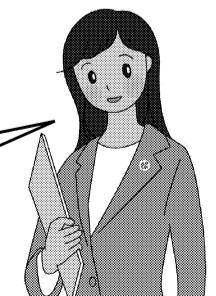
6面へ続く

40・50代の方必見!! にちげいきょうさい 日本税理士共済会 の団体介護保障 申込受付中!

ご加入いただける方
<税理士本人・配偶者>
 新規加入 70才まで。更新 80才まで。
<本人・配偶者の実父母>
 新規加入、更新ともに 85才まで。
 パンフレットで負担金の安さをご確認下さい!



50代の方の加入が増えています。
 月々1,000円以下の負担で
「ある日突然」に備えましょう。
 ※要介護2以上で介護保険金が支払われます。
申込締切日:11月22日(金)



研修会講師及び大会・懇親会でごあいさついただいた来賓



宮沢洋一議員



木原誠二議員



竹谷とし子議員



落合貴之議員



東秀優日税政会長

※この他にも多数の来賓にご来場いただきました。

5面から続く

Q【木下代議員(日本橋税政連)】

関連して、推薦するならば推薦するで、どのような根拠に基づいて推薦するのかわかりたくて欲しい。また、統一教会の問題についても解決して欲しいと思うが、同様に対処方針を聞きたい。

A【菅原幹事長】

社会的な注目があつた問題に対して東税政としてどう対応していくかという懸念だと思ふが、先ほど第1号議案説明の中で触れたとおり、日税政としては推薦しないということなので、本連盟が推薦するには選挙区の会員や役員が支持し応援していることが前提になる。東税政としては、当該議員の税理士制度に関する理解、税理士法、税制改正の実現に向けた取り組みの中での実績等に加え、地域での貢献度合いなど、さらには今後も税理士会の要望の実現に引き続き尽力してもらえる議員かどうか等が観点になると考えている。

いずれにしても先輩方が築いてこられた政治家との信頼関係は膨大な時間と労力を割いて築き上げてきたものなので、そのバランスを考えて慎重に判断するということである。

統一教会の問題についても、同様の推薦基準に則って審査する。

【第3号議案、第4号議案、第5号議案】

Q【高木代議員(神田税政連)】

税制改正に関する要望書だが、「要望」という文言は単に要望するだけで終わるのではないかと危惧する。法律上の問題もあるが日税連は「建議」、経団連では「提言」という文言を使用しているの、再考してほしい。

A【菅原幹事長】

昨今、各方面から、「要望」や「陳情」などについて、他にインパクトのあるような文言はないかという意見をいただく。

日税連では税理士法に規定された建議権に基づいても



答弁する菅原幹事長

のという意味で取りまとめた「建議書」、東京会としてはその建議書の作成に向けた意見書という位置づけになる。その建議書は意見を実現するための税政連としての「要望」という建付けになっている。各都府県や各種団体からも「要望」という形があがってくる。ご意見は承知したので、今後さらに検討していきたい。

Q【木下代議員(日本橋税政連)】

税制改正に関する要望書(概要)の個別要望事項・所得税関係に人的控除額の見直しとあるが、具体的にどの程度増やそうとするの

か、金額の想定はあるのか。

A【湊政策委員長】

人的控除増額の具体的な金額は今、明確な数字は出していない。給与に関しての給与所得控除、公的年金に關しての公的年金控除、これらを引き上げて基礎的な人的控除を引き上げるという趣旨で要望している。

Q【石浦代議員(中野税政連)】

予算のうち会費収入について、前年比55万円マイナスの予算額になっている。税理士会の会員数が減少していればマイナスも理解できるが、東京税理士会の会員数が減少していないのにマイナスの金額で予算計上するのは、東税政の組織率の向上や活動への意欲が見えない。意欲が見えるような会費収入の予算を見せたい。

A【菅原幹事長】

現状、東京税理士会の会員数が増加しているのに対して東税政の会員数は減少している。理由のひとつは、第一線を退いて退会する人数に比して新入会員の加入が少ないことがある。ご指摘のとおり、気持ちを込めてプラス予算にしたいところだが、実際の活動費のことを考慮し、現実的な視点からの予算としている。

区分などを考えると、やはり税理士法改正を視野に入れて、税理士会員が全員税理士政治連盟の会員となるような仕組みを作りたいと考えている。したがって、現状では会員一人一人を勧誘して増やすという努力と法改正で制度的に会員が増えるような仕組みを作っていくかを同時に考えているところであるので、皆さま方からもご意見をいただきたい。

都議会各派とのヒアリングに参加

東京都議会各会派では、令和7年度東京都予算編成に当たり、予算要望に反映させるとともに議会の質疑、申入れ、予算の組替提案などを行うため、関係団体等にヒアリングを行っており、本連盟も参加して意見を述べた。ヒアリングに当たっては、都政に関する要望(冊子/リーフレット)を提出し、要望事項について説明した。

要望事項の説明では、リーフレット表面の税制に関する要望事項4項目(①固定資産税について30万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外すること。②償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。③個人事業税について課税対象事業の範囲を見直すこと。また、事業主控除額を引上げること。④中小企業における事業税、都道府県民税及び市町村民税並びに個人事業主における住民税、事業税について欠損金の繰り戻し還付制度を創設すること。)



都民ファーストの会東京都議団のヒアリング

- ・人を勧誘して増やすという努力と法改正で制度的に会員が増えるような仕組みを作っていくかを同時に考えているところであるので、皆さま方からもご意見をいただきたい。
- ・裏面の複式簿記・発生主義会計の普及促進や租税教育の普及推進を説明したほか、税に関する行政不服審査に係る審理員に税理士を登用することにつき、ご協力いただきたいことを強調して説明した。
- ・本連盟がヒアリングに参加した都議会各会派は次のとおりである(日程はすべて9月3日/順不同)。
- ・東京都議会自由民主党
- ・都民ファーストの会東京都議団
- ・都議会公明党
- ・日本共産党東京都議会議員団
- ・東京都議会立憲民主党

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 日税ホールディングス

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税信託

税理士とその関与先のために

50th NICHIZEI GROUP

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



ホームページはこちら



私のスナック

第133回

支部対抗野球大会

令和6年春、第133回支部対抗野球大会において、我が京橋支部は33年ぶりに優勝を果たしました。私が税理士登録したのが平成12年10月、登録してすぐに加入したので、24年間野球部に所属して、私にとって念願の初優勝でした。遠き道のりでした。練習を重ね、徐々に実力をつけていき、平成27年秋4位、平成30年春4位、令和4年秋準優勝、令和5年秋準優勝。そして、令和6年春、やっと優勝しました。団体スポーツってよいですね。

植田 覚
(京橋)

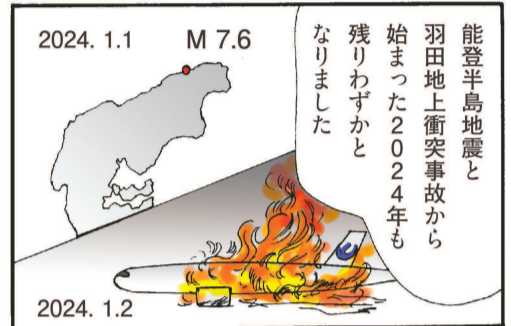


第133回支部対抗野球大会

優秀投手賞の盾

ほのぼの喫茶室 [2024年も残りわずか!]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



税理士後援会の活動

【掲載は開催日順】



R6・9・26 東日本の税理士による片山さつき後援会 定時総会



R6・8・27 伊藤達也を囲む税理士の会・長島昭久を囲む税理士の会 合同定期総会・国政報告会



R6・9・27 海江田万里を囲む税理士の会 衆議院副議長公邸見学及び研修会



R6・9・9 税理士による松原仁を囲む会総会

東税政ホームページにアクセスしてください!
ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスしてください。

東京税政連 検索

昨年の夏、小学生の息子に、文字通り日本の景色を見せたいと思い、私も初めて富士山に登ることにした。吉田ルートの本八号目の山小屋も予約できた。

事前練習として、まずは高尾山の6号路を、多めの水を背負って登った。次に神奈川県の大山を当日を想定した重さのリュックを背負って登った。やり遂げる意義や、何かを成すには準備が大切だと息子が感じてくれる事を願った。

いよいよ富士登山。高山病予防に多めの携帯酸素を持って、五号目で体を慣らした。息子ののおかげで富士山に登ることができた。私も少しは成長できた気がする。事務所のある新宿から見える富士山も、今は少し違って見える。(N・K)

十代の子供を持つ親である私は、子供達がSNSに没頭している姿を毎日見かけている。そんな中、米国のメタ社はSNSで未成年者が性被害に遭わないように、また心理的な影響を考慮し十八歳未満の利用を制限すると発表した。その発表では、

「法律に照らして正しい面も閲覧もできなくなる。事業者だけでなく、親、学校まで含め、こうした社会問題を解決し、子供達の環境を整えるのは大人の責務であり、それぞれの役割を果たすことが重要であると思う。」(立川・川里)

編集点描

フレースが頭の中に蘇

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力楽になる!

仕訳やチェック時間を効率化

NX-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類 通帳 レシート 領収書 取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳 AI-OCR AI仕訳

仕訳・残高を自動チェック MJS AI監査支援



東税協共栄会の事業

マンション
施工実績
No.1

分譲住宅・マンションが割引価格でご購入できます!

長谷工コーポレーション

紹介料をお支払い!
「紹介カード」を
ご利用ください本組合HPから
ダウンロード
できますご紹介いただいた関与
先等が成約した場合、
税理士の先生に規定
の紹介料をお支払い
します。

対象物件はこちら





割引対象者

組合員及び準会員とその事務所職員・ご家族
関与先の社員及びそのご家族

割引内容

販売価格(税込)より**0.5%割引**
特典は物件により異なる場合がございます。
詳しくはお問い合わせください。

割引のご利用方法

東税協共栄会が発行する「紹介カード」が必要となります。
右掲のQRコードより「紹介カード」をダウンロードいただき、
モデルルーム初来場時にお持ちください。その際、来場アン
ケートに「勤務先紹介」とご記入をお願いいたします。※紹介カードの発行が初回ご来場時に間に合わない場合には、ご来
場アンケートに「勤務先からの紹介」とご記入いただき、その旨を
現地係員にお申し出ください。【お問い合わせ先】 住まいと暮らしの創造企業グループ  長谷工 コーポレーション 提携お客様サロン  0120-958-909

ゴルフ会員権の売買や相場情報など、ゴルフ場のことなら桜ゴルフへ

東税協共栄会の事業

ゴルフ会員権業界のパイオニア「桜ゴルフ」が質の高い情報をご提供

売買手数料がお得!

税理士及びその家族ならびに従業員の売買手数料は、会員権価格の1% (最低手数料は
33,000円) です。ご紹介いただいた関与先の売買手数料は、会員権価格の2% (最低手
数料は55,000円) です。*手数料はすべて税込

斡旋手数料をお支払い! 関与先をご紹介ください!

ご紹介いただいた関与先の売買が成立した際には、斡旋手数料をお支払いします。



お問い合わせ先



関東ゴルフ会員権取引業協同組合加盟

株式
会社

桜ゴルフ

 0120-83-5021

本社 東京都中央区銀座5-9-1 銀座コティビル3階

銀座本社

伊勢丹新宿店

ご利用ください!

税理士業務に関する専門書店

東税協の直営売店

10%割引
購入可!2024年度特別優待券のご利用期限 **2025年6月30日(月)** お早めにご利用ください組合員・準会員の皆様へ **3つの特典**1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**2. 1回のお買上げ金額10%割引後税込**5,000円以上は 送料無料**

優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3. **代金後払い** サービスホームページ・FAXにてご注文ください。*支払方法は郵便振替または銀行振込
優待券をご利用いただけません(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限ります)。

2025年版

税務手帳

組合員価格 **900円**

税務日誌 2,327円

職員執務日誌 1,960円

11月上旬に
入荷予定

令和6年版

確定申告の早見表

組合員価格 **250円**

東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00~PM5:00
月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)書籍のご注文もHPから承ります
<https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446